

薬食監麻発 0422 第 1 号
平成 25 年 4 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿



厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品等輸入届取扱要領の改正について

薬事法施行規則第 94 条又は第 95 条に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下「医薬品等」という。）の輸入届出については、「医薬品等輸入届取扱要領の改正について」（平成 22 年 12 月 27 日付け薬食監麻発 1227 第 19 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「旧通知」という。）等により取扱ってきたところです。

今般、輸入手続きの一層の明確化を図るため、別添のとおり「医薬品等輸入届取扱要領」を定め、平成 25 年 6 月 1 日から実施することといたしますので、貴管下関係業者等に対して周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止いたします。